## 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

+	九	八	七	六	五.	兀	三	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	_
国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)・・・・・二十五	消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・二十三	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	航空法施行令(昭和二十七年政令第四百二十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法 に限り、出雲空港にあつては進入管制業務 第二項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務 第一項に規定する事項(同法第九十六条第一項及び 第三項を 第二項に規定する事項は、 第二項及び第三項並びに第 以上一ダー管制業務に限る。)	出 雲 井 空 港 港	管制業務に限る。)  管制業務に限る。)  管制業務に限る。)  管制業務に限る。)  管制業務に限る。)	出 福雲 井空 空港 港
(略)	(略)	(略)	(略)
委 任 事 項	飛行場	委 任 事 項	飛行場
第七条関係)	別表(第七	第八条関係)	別表(第二
第百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。。ただし、同法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、同法に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとするただし書の許可に係る航空機であつて、同法第百二十六条第一項第一号六条 航空法第百三十一条第二号に掲げる航空機は、同法第百二十七条	第六条航空法のただし書の許のただし書の許のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	十七条ただし書の許可に係る航空機とする。。ただし、同法第五十九条第一号の規定の適用については、同法第百二に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとするただし書の許可に係る航空機であつて、同法第百二十六条第一項第一号六条 航空法第百三十一条第二号に掲げる航空機は、同法第百二十七条	第六条 に掲げる で 表だ し き ただ し 書 が る
現行		改正案	

(傍線	
の部	
分はが	
改正部	
分)	

イ 項第一号から第 航空機 航空機 以外の 区	明表第一(第二条関係) 改
航空機選       航空機選       日転選       日本中       (略)       (略)       (略)	案
三	
	対表第一(第二条関係)

	(でであり) 第六項各号に掲り (でも) でも (できる) できる (		-  第		
もの 手百七十五キロ を超える	ものの 日 日 七十五 略)	航空機 重量三千 (略)	略)	(略)	
1 (電子証明申請	(略)	(略)	(略)	(略)	四十七万五千八   四十七万五千八

	} 	(こ) 同条第六項各号同条第六項各号	法第十条第五項各法第十条第五項各		
最大離陸重量二 もの もの を超える	もの お 1 を 1 を 2 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6	航空機 重量二千 (略)	(略)	(略)	
九万八千八百円 (電子証明申請 百円)に、二千 万人五百円を超える二 した額 である二 でラムごとに五 の場合にあって がラムごとにあって	(略)	(略)	(略)	(略)	円を加算した額

	ハ z l 百l	
	る 項 航 第 法 空 四 第 機 号 十 に 条 掲 第	
	新   第   法   空   四   第   十   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
航空機	飛 行 機	
重量三千	ム     千     最     下     グ     七     重     最       を     七     大     の     ラ     百     量     大     も     ム     キ     五     離       え     キ     陸     の     以     口     千     陸	(略)
単発機	る ロ 重 も グ 量 の ラ 五 機 単 発 機	
(A) 田豆 -[1里三	第一日 三百二十七万二百円 (電子証明申請の場合に対しては、三百二十七万二百円 (電子証明申請の場合に対した) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
百円(電子証明	算した 第一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日	(略)
		<b>—</b>
		(略)
		凹)
		(略)

滑空機			
動力滑空機	# 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<i>tt</i>	も の 以 下 の ラ 五
	최 미 <u></u>	多発機 四 百 に 証 千 六	刊十つ申
百五十六万千三	一年 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月	四百円) 一四百円) 一四百円)	円)十七万九千八百十七万九千八百甲請の場合にあ

-			
証の第一の要式を	二法第		
が型式証明その民間航空条約の	十こつ、て国祭	二 法第十条第六項	
航空機 重量三千 (略)	(略)	法第十条第六項各号に掲げる航空機	飛行船 名 の他の滑空機
(略)	(略)	三千八百円(電) 三千三百五十円 (電)	中請の場合にあ 申請の場合にあ 明申請の場合にあ 一方百四十一万四千五百 一方四十一万四千五百 一方四十一万四千五百 一方四十一万四千五百
証 の 第 一 明 型 項 須	二法第		
そる の 外 米	果 その型式の設計に	法第十条第六項各品	
航空機 重量二千 一	(略)	十条第六項各号に掲げる航空機	
(略)	(略)	三千八百円(電三千三百五十円)	

	I	る 申 者 請 す
ロ 法第二十条第 一項第一号の能 が型式証明に 係る設計及び設 を受けた か変をし が型式証明に が変がし		航 空 機 7 巻 た した
飛 行 機		
下 グ 七 重 最 の ラ 百 量 大 も ム キ 五 離 の 以 ロ 千 陸	(略)	もの ボースリー もの ボースリー もの ボース を ボース を が と ボース を 、 ボース を が と 、 ボース を が と 、 ボース を が と 、 が と 、 が と 、 、 が と 、 が と が と が と が と が と が と が と が と
多 発 機 機 型 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		· ·
三百六十万二千	(略)	田本田 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の
	l	額白 ム 七 を十  五め明二
		る 申 者 請 す
	(略)	る者ますた航空機
	(略)	る者ますた航空機

		航 空 転 機 翼	
グラムを超え 千百七十五キ		も	4 七七百キログ 名も の が も
七十五キロ 本を超える	多 発 機	単 発 機	る ロ 重 も グ 量 の ラ 五
<ul><li>証明申請の場合</li><li>が百七十三万四</li></ul>	六百七十三万四千 証明申請の場合 にあっては、六 百七十三万四千	三百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万千七百四十四万十七百四十四万十七百四十四万十七百四十四万十七百四十四万十七百四十四万十七百四十十四万十七百四十七百四十十四万十七百四十七百四十十四万十七百四十七百四十十七百四十	田市田三万三千九 田市田三万三千九 市請の場合にあ っては、七百三 万三千八百円) に、五千七百キロ グラムごとに四 イ四万三千三百 十四万三千三百

_	飛		滑	
	飛 行 船		滑 空 機	
_		その他の滑空機	動力滑空機	もの
	大百七十万四千 三百円(電子証 助申請の場合に 七十万四千二百	百三十万四百円は、百三十万四百円は、百三十万四百円	円) 一百六十一万六千七百 一円) 一万六千七百	にあっては、六 百七十三万四千 五百円)に、三 千百七十五キロ グラムを超える 三千百七十五キロ ログラムごとに 四十六万千二百
		—-I <  H11  1-11		

三 の 第 十 六 後 理 項 条 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第						
イ						ハ 機 そ の (th)
第 第 一 一 号 項 条 第						その他の航空
飛 行 機				航 空 転 機 翼		飛 行 機
グ ラ 五 よ 日 ま 五 氏 離 関 上 に 陸	(略)	0	長大離陸重量三 グラムを超える がラムを超える	もの以下の もの以下の もの以下の	- нц	グ ラ ム 以 日 ま 五 兵 職 歴 監 監 五 兵
単 発 機			型える る 三	(略) (略)		多 発 発 機
を申請する場合と申請する場合を申請する場合を申請する場合を申請する場合を表している。	(略)	<ul><li>デュを 持百七十五キロ グラムごとに四 イモ万二千九百 十七万二千九百</li></ul>	古子   七百七十五万千   1日七十五キログ   三千   三千   三千   三千   三千   三十   三十   三十	(略) (略)		七百七十三万六
		- 供 日 四 P -	1 21 11 1		/	<u> </u>
三 の 第一 十 六 後 理 項 条 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第						
						2
						その他の航空機
	(略)	**************************************	が ガラムを切 千七百三- 千七百三-	回転翼		飛行機 型量五千 上百キロ 以 関連を である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。
	(略)	**************************************	グラムを超える イ七百三十キロ 千七百三十キロ			飛 行 機

								;	者  と する	けよう	登り
									る場合	造をする	は関連大力
		機	た 航 空 し	後の検	び 設 計 及	に係る	造 検 理 査 改	た者が	を 受 説 定	て同項し	こ の 能 力
	航 空 転 機 翼										
長大離陸重量三	も の 以 下 の ラ 五 能 た に の の に の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の			まる。	千七百キログラ	最大離陸重量五					下のもの
超 え キ 量 る ロ 三	多 発 発 機 機			Q Q	るが、ラ	重量五	多発機				
大万三千円(電 大万三千円(電 大万二千九百円 大万二千九百円 大万二千九百円	四万六千九百円 大万三千円(電 大万二千九百円(電	額 :	万円を加算した	る五千七百キロ	ログラムを超えて、五千七百キ	九万二千五百円	九万二千五百円		千四百円)	という。) にあ	(以下「電子検

者 と け 査 改 す よ を 造 る う 受 検

	空   他     機   の   そ				
	飛 行 機	飛 行 船		滑 空 機	
最大離陸重量五 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	下のもの グラム以 多発機 を発機		その他の滑空機	動力滑空機	
<ul><li>九万六千三百円</li><li>に、五千七百キログラムを超え</li><li>グラムごとに一</li></ul>	九 九 万 六 千 三 百 円		五万三千円	五万四千円(電五万四千円(電五万三千九百円	を超える三千百 七十五キログラ のごとに五千三 百円を加算した
			•		
	改  め  国				
	改造をする場合 改造をする場合				
   最大離陸重量五   な超えるもの	下 の も の 以 世 重 量 五 氏 離 の の 以				
<del> </del>	多				
<ul><li>ガラムごとに一</li><li>ガラムを超え</li><li>プラムを超え</li></ul>	九万六千三百円				

日 合 す 改 理 他 る 造 又 の そ 場 を は 修 の						
(1) にの第第二 つ能一十法 い力号項条第						
飛 行 機	飛行船		滑 空 機		航 空 機	可転翼
下 グ ラ る も の 以 ロ 田 最 大 離 の の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。		その他の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の個の	動力滑空機	最大離陸重量三		最 大 離 陸
単 発 機		の滑空機	機	- 七十五 を超える   1   2   3   1   3   4   5   6   7   7   7   7   7   7   7   7   7   7	多 発 機	単 発 幾
百円) 百円) 百円) 三万九千九百円	九万五千九百円	五万五千九百円	五万七千三百円	<ul><li>九万六千八百円</li><li>に、三千百七十</li><li>超える三千百七十</li><li>ごとに六千百円</li><li>を加算した額</li></ul>	1	四万十百円を加算 日

飛行船		滑空機	航 回 空 転 機 翼	
	その他の滑空機	動力滑空機	グラムを超えるもののキログラスを超える単発機	
九万五千九百円	五万五千九百円	五万七千三百円	四万九千三百円 九万六千八百円 北万六千八百円 に、二千七百三 三十キログラムを 三十キログラムを 三十キログラムを 三十キログラムを でとに四千九百円	した額 万千百円を加算

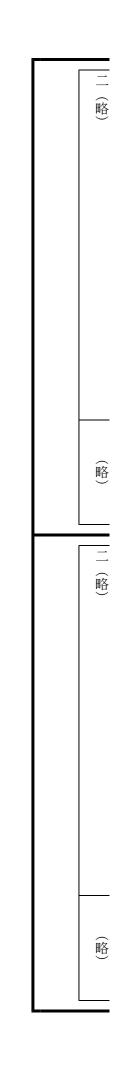
		機		後 び 設 計 強 計 及	に 係 る 査	修理 た者が	を 受 説 定	て同項
滑空機			航空機翼					
動力滑空機	(グラムを超える) を超える。 を超える。	ものおります。	最大離陸 単発機			千七百キログラ	最大離陸重量五	
四万九千二百円	五キログラムを 一では、五百九十 では、五百九十 では、五百六十 では、五百六十 では、五百六十 では、五百六十 では、五百六十	五万三千二百円	四万三百円	た額三百円を加算し	グラムごとに千	ログラムを超え	五万二千七百円	五万二千七百円

(2)   空 他 機 の そ <u>航</u> の		
航     回       空     転       機     翼	飛行船	
百 重 最       七 重 量       大 産超       大 離       五 千 最       下 の も の       以 二 千       単 発       地       変       単 発       地       シ の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の       ・ の の<		その他の
世     単       単     2       日     市       日     市       日     市       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日     日       日<		滑 空 機
場合にあっては   場合にあっては     四万二千七百円     四万二千七百円     四万二千七百円     世子   日円   日   日   日   日   日   日   日   日	申 百 請 円	四万八千三百円 (電子検査申請 の場合にあって 下)

			改造をする場合	
航回転機翼			は 飛 行 機	
重量二千 世面三十	最大離陸重量五人を超えるもの	下のもの以に	重量大離	
単発機	超 百 キ ロ グ ラ の	多 発 機	単 発 機	
四万二千七百円	五万六千五百円 に、五千七百キログラムごとに千 四百円を加算し た額	五万六千五百円	四万二千二百円	

		1	1			
請 定 場の事る 申 認 弟	五 二 二 十 美 項 条 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	四 (略)				
口その他の場合	イ 初めて認定を申請する場合					
	請する。	略)	飛行船		滑空機	
	場合			その他の滑空機	動力滑空機	もの グラムを超える を超える を超える を機機
(略)	(略)	(略)	五万六千百円	五万千百円	五万二千六百円	五万七千円に、五万七千円に、出五万七十五十五十二十五十十五十十五十十五十十五十十五十十五十十五十十五十十五十十五十十
請定場の	五	四				
請 定 場 の 事 る 申 認 弟		略)				
その他の場合	初めて認定を申請する場合				\nl	
	る場合	略)	飛 行 船		滑空機	
				その他の滑空機	動力滑空機	もの グラムを超える を超える 多発機
(略)	(略)	(略)	五万六千百円	五万千百円	五万二千六百円	五万七千円に、五万七千円に、五万七千円に、四百七十円を超えた額

	を行う場合	一騒音の実測		別表第二(第二条関係)	者
		計 実 測 一	区	第二条関係 第二条関係	
	その他の航空機			冷	
航 回 空 転 機 翼		(略)	分		
超 キ 三 最 下 の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	(略)				
(略) 三十三万四千百 七十五キログラム 七十五キログラム 二百円を加算し た額 の で の で の の の の の の の の の の の の の の の	(略)	(略)	加算する額		
				_	
	₹	<u> </u>		別 表 第	者
	を行う場合	一、経音の実測		別表第二(第二条	者
	その他の航空機	一、騒音の実測	X	別表第二(第二条関係)	者
航回転機翼		一 騒音の実測 (略)	区分	別表第二(第二条関係)	者
回転翼 最大離陸重量 (略) 「千七百三十 キログラム以 下のもの 超えるもの 超えるもの を超える 三十キログラムを を超える 三十キログラム 三十キログラム 三十キログラム を超える 二千七百   中請する場合に 申請する場合に り た額 した額 した額		<u>測</u>		別表第二(第二条関係)	者



(傍線
の
部分
は
改
IE.
部
分
Ċ

て総務省令で定める部分に限る。)とする。	・1、0の回号)の国際各家に終われて匿名は、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	国際路線に係る司法第二条第十七項に規定する航空運送事業(以下本条に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場政令で定める施設は、航空法第百条の三十四第三項第二十四号に規定する第五十六条の三十九 法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する(法第七百一条の三十四第三項第二十四号の施設)	改正案
て総務省令で定める部分に限る。)とする。	によりのではなりのの国際各様に係られては悪ないないない。 業の用と国内路線に係る航空運送事業の用とに併せ供設で総務省令で定めるもの(これらの施設が国際路線、五十六条の六十四において「航空運送事業」という。	国際路線に係る司法第二条第十六項に規定する航空運送事業(以下本条に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場政令で定める施設は、航空法第百条の許可を受けた者がその事業の用に第五十六条の三十九 法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する(法第七百一条の三十四第三項第二十四号の施設)	現行

(不開港への出入についての許可手数料)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(傍線の部分は改正部分)	

6 (略)	れるもの	定義)に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取ら	機で、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十七項(	及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空	二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機	一 (略)	する。	5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものと	2~4 (略)	第十三条 (略)	(関税を免除する物品についての免税等の手続等)	改正案
6 (略)	れるもの	定義)に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取ら	機で、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項(	及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空	二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機	一 (略)	する。	5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものと	2~4 (略)	第十三条 (略)	(関税を免除する物品についての免税等の手続等)	現

改 正 案	現
(特定設備等の特別償却)	(特定設備等の特別償却)
第二十八条 (略)	第二十八条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
9 法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める航空	9 法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める航空
運送業は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十七項	運送業は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項
に規定する航空運送事業(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一	に規定する航空運送事業(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一
定の日時により航行する航空機により行うものに限る。)とし、同表の	定の日時により航行する航空機により行うものに限る。)とし、同表の
第四号の中欄に掲げる政令で定める航空機は、当該航空運送事業の用に	第四号の中欄に掲げる政令で定める航空機は、当該航空運送事業の用に
供される最大離陸重量が百四十トン以上の航空機(座席、音響機器、通	供される最大離陸重量が百四十トン以上の航空機(座席、音響機器、通
信機器その他の部品及び装備品で当該法人がその部品及び装備品を指定	信機器その他の部品及び装備品で当該法人がその部品及び装備品を指定
して機内に装備するもの並びに予備発動機その他の予備部品を除く。)	して機内に装備するもの並びに予備発動機その他の予備部品を除く。)
とする。	とする。
10~13 (略)	10~13 (略)

(傍線
0
部
分
は
改
Œ
部
分
Ť

(傍線
$\mathcal{O}$
部分
ĺ
改
正
部
分
_

(傍線の部分は改正部分)

へ〜ヌ(略)	へ〜ヌ (略)
られるもの	られるもの
の 事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認め	事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認め
の	七項に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の
十 定する本邦航空運送事業者であって、その経営する同法第二条第十	定する本邦航空運送事業者であって、その経営する同法第二条第十
規 ホ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二条第一項に規	ホ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二条第一項に規
イ〜ニ(略)	イ〜ニ(略)
の 四十二 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの	四十二 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
一一一(略)	一~四十一 (略)
法人は、次のとおりとする。	法人は、次のとおりとする。
む 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む	第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む
(指定公共機関)	(指定公共機関)
現行	改正案

2 (略)	<ul> <li>現に関する事務は、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。</li> <li>(航空交通管制部</li></ul>	改正案
2 (略) (航空交通管制部に、それぞれ次長一人を置く。 (航空交通管制部の次長)	第二百十九条 航空交通管制部 位 置	現